

[トップ](#)[手続き・申請](#)[短期給付](#)[長期給付](#)[各種事業](#)[入札契約情報](#)[Home](#) > [短期給付](#) > 被扶養者の申告

被扶養者の申告

すでに被扶養者として認定されている者が就学のために別居する場合

学生である被扶養者が遠方地で下宿等するため別居となった場合の審査に必要な書類は次のとおりです。

1. 被扶養者申告書
2. 経済的援助にかかる申出書（学生を別居扶養する場合の申請用）
3. 在学証明書又は学生証（写し）
4. 対象被扶養者の住民票（続柄が記載されている世帯全員のもの）
5. その他必要とする書類

※収入及び仕送りに関する証明書類の添付を省略できます。

ただし、扶養状況確認調査（検認）を実施する場合には収入及び仕送りに関する証明書類が必要となりますので、必ず過去1年間分は保管しておいてください。

※ワーキングホリデーや海外青年協力隊（JICA）などで海外に行く場合は、その活動の趣旨から被扶養者には認定できません。資格喪失の手続きをしてください。

点線部分を削除

「海外居住者(国内居住要件の例外)」を追加

海外居住者（国内居住要件の例外）

海外留学、ワーキングホリデーや海外青年協力隊（JICA）等で日本国内に住所（住民票）がないとしても「日本国内に生活の基礎があると認められる場合」は、収入要件及び経済的援助などの別居認定要件を満たせば被扶養者となることができます。（下記の添付書類の他に送金記録等の客観的に経済的援助の事実が確認できる書類が必要です。）

例外として認められる理由	添付書類
① 外国において留学をする学生	査証（ビザ）、学生証、在学証明書、入学証明書の写し
② 外国に赴任する組合員に同行する者	査証（ビザ）、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③ 観光、保養またはボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証（ビザ）、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④ 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって、上記②と同等と認められる者	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤ ①から④に掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	個別に判断

※書類が外国語で作成されたものであるときは、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付してください。